平成３０年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市高座町15番15号
債務者　國松　直俊
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８０号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目２番29号
セブンハイツ北六甲１―201号
債務者　金こと金本こと　水瀬　敏明
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８８号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目30号７号
債務者　高岡　俊介
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７号
広島県呉市音戸町坪井２丁目４番16―103号
債務者　得田美佐枝
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第１００号
石川県野々市市菅原町23番12号　県営11―５
債務者　勢藤佐知子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１４号
佐賀県小城市小城町松尾4192番地１　県営住宅小城団地623号
債務者　日高由美子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
佐賀県唐津市旭が丘20番５―301号　旭が丘市営住宅
債務者　ＣＨＯＩ　ＷＯＩＳＯＯＫ　崔　　外淑
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第３７９号
神戸市東灘区甲南町２丁目４番29号
債務者　千原　奈々
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９０号
神戸市垂水区青山台５丁目６番１―310号、従前の住所神戸市垂水区松風台２丁目５番３―1001号
債務者　住本宇三郎
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９９号
神戸市東灘区本山南町９―５　２―504、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘１丁目２番１―106号
債務者　正田　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３０号
兵庫県三木市宿原206番地　藤本マンション104号
債務者　藤本　香織
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０４号
千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目20番７号（貝柄ハイツ203）
債務者　武安　　忠
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０７号
千葉県松戸市五香南１丁目６番地の８　山一ビル203号、申立時の住所千葉県松戸市松戸新田587番地の１　アンビシャス新八柱105号
債務者　小林江利子（旧姓彦坂）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１１号
千葉県柏市豊四季520番地35　ニュー白山荘203号
債務者　渡邉　涼一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１２号
千葉県柏市豊四季520番地35　ニュー白山荘203号
債務者　渡邉　史子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４０１号
千葉県松戸市高塚新田518―６―６―1109、住民票上の住所千葉県市川市大町572番地（アイコーポ松飛台101号）
債務者　松崎　　裕
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４０２号
千葉県松戸市五香南２丁目10番地の10　元山レジデンス101号
債務者　大野　洋幸
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部